

橿原市保育所・幼稚園の適正配置に関する今後の考え方について

1. 検討の背景

橿原市には、公立の保育所・幼稚園を一体化したこども園が5園、公立幼稚園が10園、合わせて15の園があります。こども園では、共働き世帯の増加や就労形態の変化により、入所希望者が増加し、定員を超える状況となっています。一方、公立幼稚園では園児数の減少が著しく、10人に満たない園も出てきており、子どもの育ちに大切な集団が小規模化している状況となっています。

また、施設の老朽化も課題となっており、今後の維持補修や更新費用などを勘案すると、見直しを図らなければなりません。

そこで、既存施設からの転換や民間活力の導入も含めて、より充実した就学前の保育・教育施設を実現させていく必要があることから、令和2年1月28日に橿原市保育所・幼稚園適正配置検討委員会に対し、就学前の保育・教育施設の計画的な再編整備について諮問しました。そして、6回にわたり審議していただいた結果、令和3年6月24日に答申書が提出されました。

現在は、答申書の内容を踏まえるとともに、保護者や地域、関係機関と意思疎通を図りながら、保育所・幼稚園の適正配置に関する今後の考え方を検討しています。

2. 橿原市保育所・幼稚園の適正配置に関する今後の考え方（案）

（1）公立幼稚園の統合

公立幼稚園では、園児数の減少が著しく、子どもの育ちに大切な集団が小規模化し、望ましい環境での幼児教育が難しい状況になっています。また、施設の老朽化も課題となっていることから、以下の考え方に基づき、公立幼稚園の統合を進めます。その際には、地域の保育ニーズを勘案しながら、認定こども園の整備を目指したいと考えています。また、閉園後の跡地利用については、売却も含めて民間活用を検討します。

<統合の考え方>

- ・複数クラス編成を行うため、各学年1学級の公立幼稚園を対象とする。
- ・原則、同じ中学校区内の統合を基本とする。ただし、市内における就学前保育・教育施設の配置バランスを考慮しながら進める。
- ・統合時期は、建物の更新時期を目途に実施する。

統合園の組合せ			
畝傍中学校区	畝傍南幼稚園	八木中学校区	耳成幼稚園
	畝傍東幼稚園		耳成南幼稚園
八木中学校区	第1こども園	橿原中学校区	真管北幼稚園
	晩成幼稚園		耳成西幼稚園
	香久山幼稚園		

(2) 認定こども園の整備

認定こども園は、保護者の就労状況に関わらず利用することができ、質の高い保育・教育を一貫して受けることができる施設で、機能別に4つの類型（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）に分かれています。今後、公立幼稚園については、保護者ニーズや地域バランス等を総合的に勘案しながら、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「幼保連携型」または、これまでの幼稚園機能を維持しやすい「幼稚園型」の認定こども園の整備を目指したいと考えています。

また、こども園についても、認定こども園（幼保連携型）への移行を目指したいと考えています。

認定こども園とは・・・

- ・ 保育・教育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持った施設です。
- ・ 1号認定（幼稚園的な利用）は3歳児より入園でき、保護者の就労状況に関わらず利用することができます。また、1号認定の場合でも、預かり保育や給食の利用ができます。
- ・ 2号認定（保育が必要な児童）については、入園後に保護者が就労等を辞めた場合でも、認定区分を変更することで、継続して通園することができます。
- ・ 地域における子育て支援を行う機能（親子登園・子育て相談等）があります。

時間	0, 1, 2歳児		3, 4, 5歳児	
	【3号認定】 保育を必要とする児童	【2号認定】 保育を必要とする児童	【1号認定】 幼稚園的な利用	時間は目安です
7:15				
8:30	登園	登園	登園	
11:30	保育	教育・保育 (共通時間)		
12:30	給食	給食		
13:15	午睡	教育・保育 (共通時間)		
14:10		午睡	降園準備・あそび 降園	
15:00	保育	保育	家庭保育 または 延長保育	
16:30	順次降園	順次降園		
18:15				
19:00		預かり保育		

図1：認定こども園の1日の流れ

※3～5歳児クラスについては、認定区分に関係なく学年ごとに学級編成し、教育・保育（共通時間）に一緒に遊んだり、給食を食べたりします。

(3) 民間活力の導入の検討

認定こども園を市で設置・運営する場合は、施設の整備費用や新たな保育士を確保する必要がありますが、民間事業者が認定こども園を整備する場合は、国の財政支援を受けることができるため、市の財政負担を大きく軽減することができます。一方、民間活力を導入する場合、公立園を望む声や先生が替わることなどによる子どもへの影響等に配慮する必要があります。

そこで、民間活力を導入して公立幼稚園を認定こども園として整備する際には、市の財政負担が軽減されるとともに、法人移行前の引継ぎや、移行後の保育・教育内容に関して市が関与することができる「公私連携幼保連携型認定こども園」を目指したいと考えています。

なお、こども園についても、認定こども園へ移行した後、1、2園で民間活力を導入できるよう検討したいと考えています。

■公私連携幼保連携型認定こども園

- ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第34条に規定する幼保連携型認定こども園の運営方式の1つ。
- ・幼保連携型認定こども園の運営を継続的・安定的に行うことができる民間事業者（学校法人または社会福祉法人）を公私連携法人として市が指定し、市と公私連携法人が協定書を締結し、協定の内容に沿った保育・教育を民間事業者が提供するもの。
- ・市は公私連携法人に対し、教育・保育等を行うための設備を無償若しくは時価よりも低い対価で貸し付け、又は譲渡することができる。
- ・国の財政支援（認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金）を受けることができる。

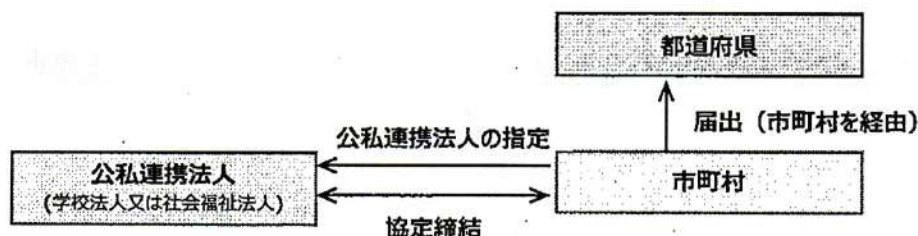


図2：公私連携施設のスキーム

<協定書のポイント（想定）>

- ・認定こども園で実施する教育・保育内容については、「橿原市就学前の保育・教育指針」「橿原市就学前の保育・教育統一カリキュラム」、「橿原市就学前人権保育・教育指針」に基づき、橿原市の公立幼稚園・公立こども園で実施してきた教育・保育内容を承継すること。
- ・国籍、信条、社会的身分、経済的状況、障がい等を理由に不当な取扱いをしないこと。
- ・1号認定の入園希望者が定員を超える場合は、再編対象校区の児童を優先に受け入れること。
- ・保護者負担が発生する場合は、三者協議会（市・法人・保護者）を開催し、同意を得ること。
- ・公立の保育・教育内容を円滑に引き継ぐため、移行の1年前から引き継ぎを受けること。
- ・土地は無償若しくは時価よりも低い対価で貸し付けし、施設整備は公私連携法人で実施する。

(4) 公立幼稚園での3歳児保育の実施と預かり保育の拡充

公立幼稚園での3歳児保育については令和3年度から市内3園で実施し、また、預かり保育についても令和3年度から預かり保育時間を拡充しています。令和3年3月に実施した「公立保育所・幼稚園適正配置の対応策(案)」に対するパブリックコメントでは、3歳児保育・預かり保育の更なる拡充を望む声が多くありましたが、設備面や保育士不足から難しい状況にあります。

そこで、今後については、認定こども園として整備する中で、3歳児保育や預かり保育に対するニーズに対応していきたいと考えています。

(5) 公立幼稚園の過小規模園の休園

幼児期は、生活の中で自発的・主体的に生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などを身に付けていく時期とされており、学校教育法第23条第2号では、集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家庭や身近な人への信頼感を深め、自主、自立及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うことを目標として達成するように示されています。

このような中、子どもたちの育ちに極めて大切な集団が過小規模となる幼稚園については、就学前教育の実施が困難であるため、新園児の募集を停止したいと考えています。

<園児募集の停止基準>

基準日(毎年度5月1日)において、各学年の園児数が14人以下となり、かつ、その状態が2年間続いた公立幼稚園については、2年目に行う園児募集(3年目に入園する園児)を停止します。

当該基準は令和6年5月1日から適用する予定です。

<園児募集の停止の考え方>

本市の公立幼稚園における集団規模の下限については、人間関係の固定化を回避するとともに、遊びのグループ活動を堅実に行えること、幼児期に培ってほしい内容(協同性・規範意識、向上心)を踏まえ、5人程度の小グループを3つ以上作れる環境が望ましいと考え、15人と考えました。そのため、各学年ともに14人以下となる幼稚園については、集団規模の考えから園児募集を停止します。

その他の留意事項

今後、公立幼稚園の再編・休園等を実施すれば、通園に伴う保護者負担が増えることが懸念されることから再編・休園等を実施した園の園児については、他の園区で優先的に受け入れできるよう配慮します。

併せて、保護者ニーズを勘案しながら、通園支援も検討します。



図3：休園までのスケジュール（イメージ）

（参考）各幼稚園の園児数と築年数

表1：各幼稚園の園児数と築年数

園名	令和4年度（5月1日時点）						全園児数	建物構造	築年数
	3歳児		4歳児		5歳児				
	園児数	クラス数	園児数	クラス数	園児数	クラス数			
畝傍南幼稚園	—		10人	1	10人	1	20人	RC	37年
畝傍東幼稚園	—		22人	1	19人	1	41人	RC	44年
晩成幼稚園	25人	1	19人	1	14人	1	58人	RC	42年
耳成幼稚園	—		9人	1	15人	1	24人	RC	39年
香久山幼稚園	—		2人	1	7人	1	9人	RC	42年
耳成南幼稚園	—		18人	1	23人	1	41人	LS	46年
真菅幼稚園	—		12人	1	19人	1	31人	RC	40年
白檀幼稚園	31人	1	15人	1	10人	1	56人	RC	43年
耳成西幼稚園	—		15人	1	19人	1	34人	RC	41年
真菅北幼稚園	32人	1	31人	1	23人	1	86人	LS	46年
合計	88人	3	153人	10	159人	10	400人		

・RC:鉄筋コンクリート造、LS:軽量鉄骨造

・築年数は、各園の主な建物の令和3年度末時点の経過年数

3. 真菅北幼稚園と耳成西幼稚園の再編（案）

令和4年度は全ての公立幼稚園が各学年1クラスとなっており、統合を行う必要がある中、真菅北幼稚園の園舎は軽量鉄骨造であり、建替え時期が迫っている状況にあります。また、「公立保育所・幼稚園適正配置の対応策（案）」に対するパブリックコメントでは、櫃原市の北部に保育所や認定こども園の整備を望む声もありました。

このことから、真菅北幼稚園と耳成西幼稚園を再編し、保護者の就労状況に関わらず利用できる認定こども園を「公私連携」手法を用いて整備したいと考えています。

- ・2園を再編し、真菅北幼稚園の敷地内にて「公私連携幼保連携型認定こども園」を令和9年度に開園することを目指しています。
- ・真菅北幼稚園の現園舎はR7年度に解体し、R8年度に新たに認定こども園の園舎を整備したいと考えています。
- ・認定こども園の整備及び運営については、公私連携手法を用いて、民間事業者（学校法人または社会福祉法人）が整備・運営することを目指しています。
- ・既存の幼稚園は公立であることから、櫃原市の公立園で実施してきた教育・保育内容を承継します。

■再編の考え方

1. 多様なニーズに柔軟に対応できる施設

保護者の就労形態が多様化する一方で、施設の老朽化や保育士不足が深刻化する中、質の高い幼児教育・保育等を進める必要があることから、保護者の就労の有無にかかわらず利用できる「認定こども園」を公私連携手法で整備することを目指します。整備敷地については、2園のうち、十分な敷地面積が確保できる真菅北幼稚園の敷地を想定しています。

2. 施設整備について

既存の園舎は、これまで大規模改修等を行っていない中、令和7年度には築50年を迎えます。また、給食室も備えていないため、将来にわたって認定こども園として運営していくためには、建替えを行う必要があります。このような中、学校法人または社会福祉法人と公私連携を行い、国の交付金（認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金）を活用した施設整備を目指したいと考えています。

現園舎は令和7年度に解体し、令和8年度には新築工事を行う想定をしていることから、真菅北幼稚園については、令和6年度末で閉園したいと考えています。そのため、真菅北小学校区の児童については、令和7年度から耳成西幼稚園等の他園へ転園（または入園）していただくことを考えています。

なお、現在、真菅北幼稚園で実施している3歳児保育については、令和7年度から令和8年度までの2年間を耳成西幼稚園で実施し、その後、耳成西幼稚園の在園児が卒園した令和10年度末に耳成西幼稚園を閉園することを想定しています。また、真菅北幼稚園内に複合している真菅北第2学童については、真菅北小学校内へ移転する予定をしています。

3. 公私連携法人の選定について

公私連携法人移行後の保育が良好に運営されるためには、実績のある優良な法人を選定する必要があります。そこで、学識経験者や保護者代表等で構成する「(仮称) 榎原市公私連携法人候補者選定委員会」を設置し、保育目標や運営の考え方等を審査します。その際には、2園の保護者等の意見も十分に参考にしながら進めます。また、公私連携法人には、一定の保育経験を有する保育スタッフの確保や、移行後の園運営を外部の目でチェックする第三者評価の受審に努めさせるとともに、市職員による訪問等のフォローアップを行い、保育の質の確保・向上を図ります。

4. 児童への配慮及び保護者意見の反映

子どもに保育環境の変化による負担を与えないように、移行前1年間をかけて、保育内容や個々の子どもの特性を踏まえた関わりについて、段階的に引き継いでいきます。また、法人選定後は、保護者、公私連携法人、市で構成する三者協議会を設置し、運営等における諸課題の対応策を協議します。

5. 教育・保育内容の承継

既存の幼稚園は公立であることから、榎原市の公立幼稚園・公立こども園で実施してきた教育・保育内容を承継します。また、近隣の小学校や地域と連携する等、地域の特性を生かした教育・保育活動を行う施設を目指したいと考えています。

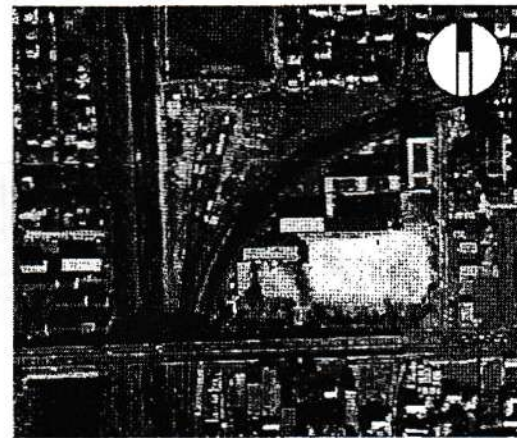
表2：スケジュール（予定）

		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
真菅北幼稚園	市	幼稚園（現状どおり）			閉園			
	法人	公募準備等	公募	協定締結	設計	園舎解体	新園舎建設	R9年4月認定こども園 開園予定
耳成西幼稚園	市	幼稚園（現状どおり）			(3歳児保育)		(4,5歳児のみ)	(5歳児のみ) 閉園
	法人		仮駐車場等の受入れ準備					

※スケジュールはあくまで予定です。

■真菅北幼稚園と耳成西幼稚園の現状

条件	真菅北幼稚園	耳成西幼稚園
敷地面積	6,750 m ²	4,818 m ²
都市計画区域	大和都市計画区域	大和都市計画区域
区域区分	市街化区域	市街化区域
用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
建蔽率	50%	60%
容積率	80%	200%
高さ	絶対高さ制限 10m	15m 高度地区
防火地域	建築基準法第 22 条区域	建築基準法第 22 条区域
景観計画区域	専用住宅地エリア	専用住宅地エリア
園舎面積	1,138 m ² (1975 年度建築)	872 m ² (1980 年度建築)
運動場面積	3,071 m ²	2,094 m ²
保有保育室数	9 室	6 室



真菅北幼稚園	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4
3 歳児	-	-	-	-	-	-	24 人	32 人
4 歳児	21 人	39 人	11 人	33 人	11 人	16 人	13 人	31 人
5 歳児	31 人	24 人	38 人	12 人	36 人	12 人	16 人	23 人
園児数 合計	52 人	63 人	49 人	45 人	47 人	28 人	53 人	86 人

耳成西幼稚園	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4
4 歳児	30 人	23 人	25 人	28 人	11 人	13 人	14 人	15 人
5 歳児	29 人	29 人	24 人	26 人	28 人	12 人	13 人	19 人
園児数 合計	59 人	52 人	49 人	54 人	39 人	25 人	27 人	34 人

※各年度の 5 月 1 日時点の数値

4. 今後の進め方

現時点では、計画を作成する過程の段階であり、決定事項ではありません。

より子育てしやすいまちづくりを目指し、今後も引き続き、保護者ニーズをくみ取りながら、地域や関係機関とも意思疎通を図り、令和4年度中に実施計画を策定したいと考えています。

5. 参考資料

(1) 就学前の保育・教育に関する市のこれまでの取り組み

- 平成19年5月 「檀原市幼稚園適正配置検討委員会」を設置
- 平成20年4月 「白檀南幼稚園」と「白檀北幼稚園」を統合
- 平成21年9月 「幼児教育のあり方と適正配置についての基本方針」を策定
- 平成24年4月 「檀原市就学前の保育・教育指針」と「檀原市就学前の保育・教育統一カリキュラム」を策定
「檀原市独自のこども園」を3園（第1～第3こども園）開園
- 平成25年9月 「檀原市子ども・子育て会議」を設置
- 平成26年4月 「檀原市独自のこども園」を2園（第4～第5こども園）開園
「檀原市就学前人権保育・教育指針」を策定
- 平成27年3月 「檀原市子ども・子育て支援事業計画」を策定
- 平成30年4月 「檀原市就学前の保育・教育指針」と「檀原市就学前の保育・教育統一カリキュラム」を改訂
- 平成31年2月 「檀原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施
- 平成31年4月 「幼児教育のあり方と適正配置についての基本方針」を「就学前の保育・教育のあり方と適正配置についての基本方針」として改訂
- 令和元年10月 「幼児教育・保育の無償化」スタート
- 令和元年11月 「檀原市保育所・幼稚園適正配置検討委員会」を設置
- 令和2年 3月 「檀原市第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定
- 令和3年 4月 公立幼稚園3園で3歳児保育を実施するとともに、全園で預かり保育時間を延長
「檀原市就学前の保育・教育統一カリキュラム」を一部改訂
- 令和3年 6月 「檀原市保育所・幼稚園適正配置検討委員会」から答申書を受理

(2) 檀原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果報告書（一部抜粋）

○調査の目的

檀原市第2期子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、本市における子育て支援に関する意見等を把握し、計画策定の基礎資料とするため。

○調査対象者

就学前児童：市内在住の就学前のお子さんから 1,600 人を無作為に抽出

就学児童：市内在住の小学生のお子さんから 800 人を無作為に抽出

○調査期間

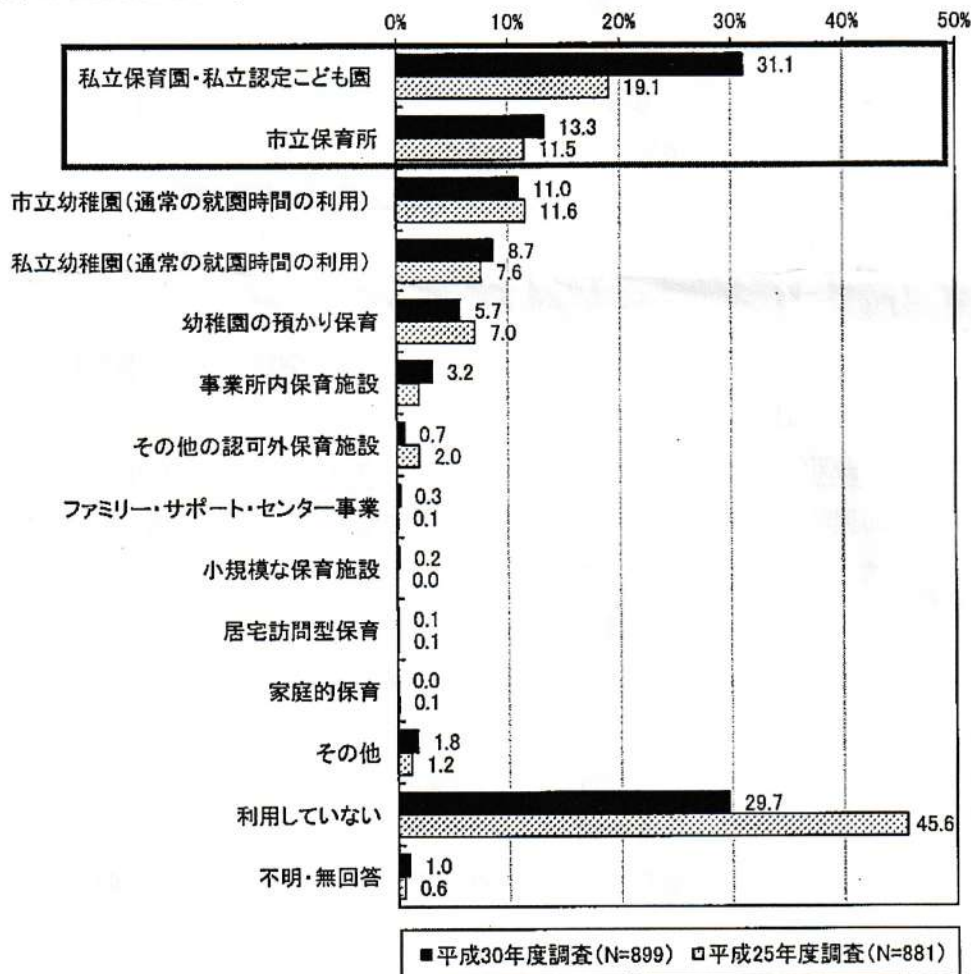
平成 31 年 2 月 28 日~3 月 15 日

○回収結果

調査票	調査対象者(配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,600	899	56.2%
小学生	800	460	57.5%
合計	2,400	1,359	56.6%

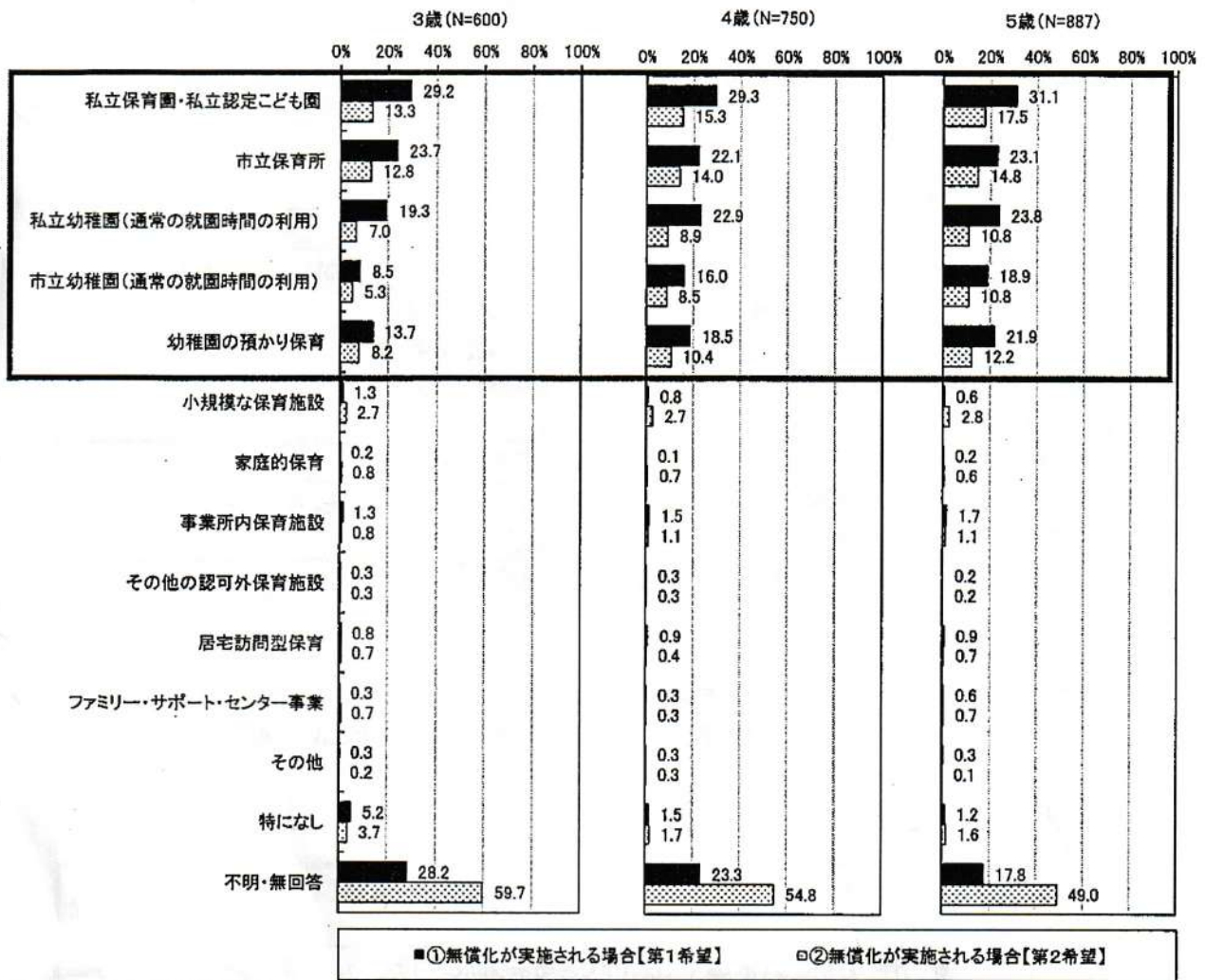
○アンケート結果

問 現在、あて名のお子さんが、年間を通じて平日（月曜日から金曜日）に定期的に利用されている施設やサービスは、次のうちどれですか。（あてはまるものすべてに○）

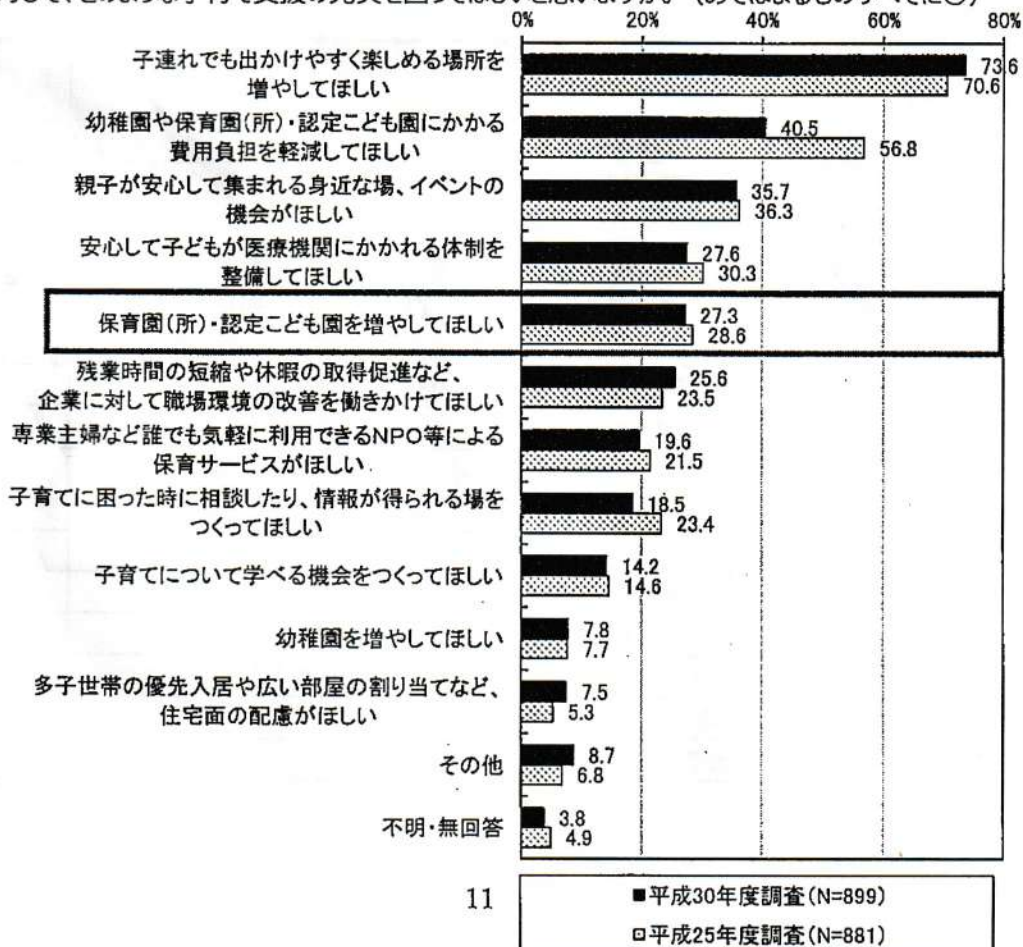


※「小規模な保育施設」は平成 30 年度調査のみの選択肢

問 現在国で計画されている「幼児教育・保育無償化」が実現した場合に利用したい施設・サービスについて、希望する施設・サービスを選択肢からそれぞれ 2 つまで選び、下記①に第 1 希望、②に第 2 希望を番号でご記入ください。



問 市に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)



問 最後に、教育・保育環境の充実など子育ての環境や子育て支援に関してご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。

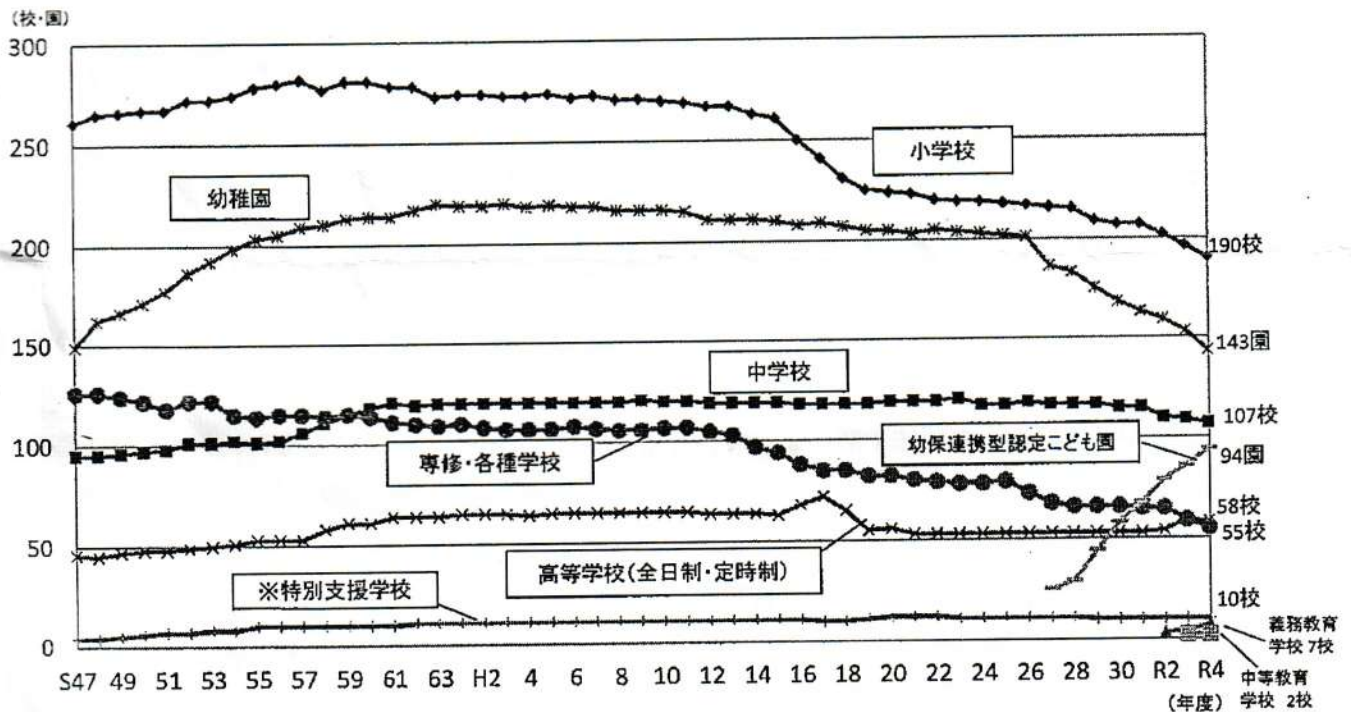
■保育・子育てに関すること

内 容	件数
こども広場について(駐車場が遠い、駐車・駐輪料金がかかる、駐輪場がほしい、土日イベントを開催してほしい、一時預かりの時間・料金の見直しなど)	24
放課後児童クラブについて(保護者負担の軽減、市による運営を希望、保育内容の充実、利用時間の延長、施設や定員を増やしてほしい、長期休暇のみの利用もできるようにしてほしいなど)	23
保育園(所)の数を増やしてほしい、定員の拡大、待機児童の解消など	21
保育園(所)のサービスの充実・改善(休日保育の実施、保育時間の延長、卒園後～小学校入学までの保育の実施、給食やおやつの改善など)	18
病児・病後児保育の充実(増設、受け入れ開始時間の見直し、送迎対応など)	12
一時預かりの充実(予約方法の見直し、いざという時にすぐに利用できる体制整備、気軽に利用できるなど)	12
親子で参加できるイベントや親子が集まれる場所の充実	11
子育て支援センターについて(土日祝の開放、遠い、先生を増やしてほしい、対象年齢の拡大など)	11
檜原市は子育てしにくい、子育て支援が充実していない	11
保育士の確保、質の向上、処遇改善	11
こども園について(数を増やしてほしい、3年保育の導入、幼稚園をこども園にしてほしいなど)	10
保育園(所)の入所条件の見直し(求職中も入所できるようにしてほしい、専業主婦でも多子世帯は入所できるようにしてほしいなど)	9
希望する時期に希望の保育園(所)に入れるようにしてほしい、自宅近くの保育園(所)に通えるようにしてほしいなど	8
障がいのある子どもやその家族に対する支援の充実(発達支援センターの充実・サポート体制・連携など)	8
幼稚園の預かり保育の充実(預かり時間の延長、長期休暇中の実施など)	7
交流の場、機会の充実(共働き家庭・多胎児家庭・母子家庭等の集いの場、子育て中の母親の孤立防止など)	5
預かりサービスの充実(土日祝や長期休業中も利用できる、気軽に利用できるなど)	5
共働き家庭、祖父母が遠方に住んでいるなど頼れる人がいないことを前提とした支援をしてほしい	5
保護者が子どもの発達や子育て等について学ぶ機会の充実	4
子どもを産み育てやすい環境づくりをしてほしい	3
保育園(所)の行事や参観日を土曜日にしてほしい、小学校の行事と重ならないようにしてほしいなど	3
就学前のみならず、就学後の支援も充実させてほしい	3
幼稚園・保育園(所)の地域交流(園庭開放など)	2
子育てサークルの充実	2
ファミリー・サポート・センター事業について(送迎も対応してほしいなど)	2
父親の子育てに対する意識改革、子育てへの関わりの促進	2
子育てに関する公共施設を一か所に集約してほしい	1

■教育に関すること

内容	件数
(公立)幼稚園へ3年保育の導入	54
(公立)幼稚園のサービスの充実または改善(給食の導入、駐車場の整備、通園バスの導入など)	6
(公立)幼稚園の在籍園児数が減少している。存続できるか心配	5
幼稚園での保護者負担の軽減(役員、お弁当の回数など)	5
教育、保育に関わる先生の質の向上、負担軽減、処遇改善など	4
幼稚園のカリキュラムの充実(英語、文字の読み書き)	1
紫外線対策としてタレ付き帽子を市内幼、保、小で取り入れてほしい	1

(3) 令和4年度 学校基本調査(速報) 奈良県結果より(一部抜粋)



(4) 橿原市就学前の保育・教育指針(一部抜粋)

○保育・教育目標

- ・乳幼児期の子どもたちの特性をふまえ、環境を通して養護と教育を一体的に行うように努める。
- ・「すべての子どもたちの最善の利益」を基に、次代を担う子どもたちが心豊かにたくましく生きる力を身につけるように努める。
- ・子どもたちの生活の連続性及び発達や学びの連続性をふまえた就学前の保育・教育の充実に努める。
- ・幼児期の終わりまでに育ててほしい10の姿は保育活動全体を通して幼児の育ちを理解する。

- ・生命を大切にし、健康・安全など生活に必要な基本的習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を育てる。
- ・特別支援教育に対する理解と認識を深め、一人一人の子どもの特性や発達段階を把握し、集団の中で共に育ち合う環境づくりに努める。
- ・職員の担う役割の重要性を自覚し、専門意識を高め、資質向上に努めるとともに子どもや保護者にとって質の高い保育・教育の提供に努める。
- ・保護者が子育ての喜びと自信を得、子育て力を高めていけるよう、子どもとともに喜びを実感できるような環境づくりや支援に努める。
- ・家庭や地域との連携を図り、地域の特性を生かした保育・教育活動を進める。

○保育・教育指導の重点

- ・十分に養護の行き届いた環境の下で、様々な欲求を満たし、生命の保持と情緒の安定を図る。
- ・一人一人の子どもの心身の発達や特性を踏まえ、安全で乳幼児期にふさわしい生活が展開できるよう、計画的な環境構成を行う。
- ・自然や人とのふれあいなど様々な体験を通して、規範意識の芽生えを養い、生活に必要な習慣や態度、豊かな心情を育てる。
- ・自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる環境づくりに努め、人権感覚の基礎を育てる。
- ・友だちと共に過ごす楽しさや喜びを味わわせ、相手を思いやり認め合う心を育てる。
- ・自らふれ、確かめるなどの体験や感動を通してイメージを豊かにし、様々な方法で表現しようとする意欲や態度を育てる。
- ・生活の中で、言葉への興味や関心を育て、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養う。
- ・子どもの発達や学びがつながっていくように、小学校との積極的な連携を図る。
(小学生との交流、情報の共有、職員間の交流・研修等)
- ・生きる力の基礎を培うため、豊かな人間関係の中で命の大切さを乳幼児期から養う。
- ・地域や関係機関と連携を図りながら、家庭における子育てを支援する。

■公私連携で変わる事、変わらない事

運営主体→変わります。

運営主体は、市から民間事業者（学校法人または社会福祉法人）に移管します。ただし、締結する協定に基づき、十分な引継期間を設定し、移管後も定期的に指導・監査を行います。

運営形態→変わります。

市立幼稚園から認定こども園（幼保連携型）へ移行します。

保育士・教諭等→変わります。

市職員である保育士・幼稚園教諭等から、法人職員である保育教諭に変わります。ただし、子どもへの影響をなくすため、十分な引継期間を設定します。

保育料→変わりません。

保育料は、条例等に基づき、市が決定しており、市立と私立での違いはないことから、運営が変わること、保育料が高くなることはありません。

また、教材費などの新たな保護者負担の導入については、三者協議会で協議を行い、同意を得た上で決定します。

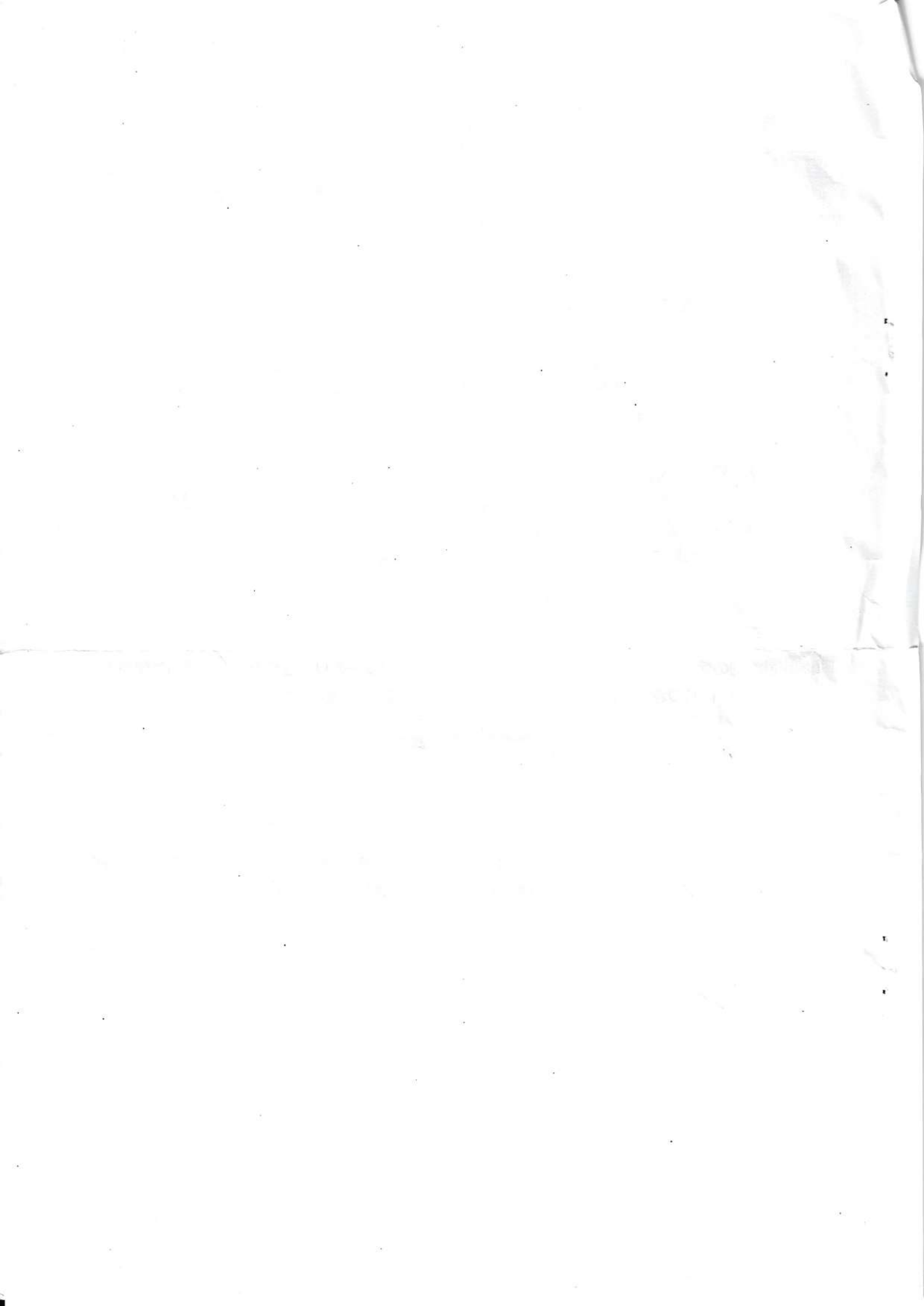
教育・保育内容→より充実します。

「**橿原市就学前の保育・教育指針**」「**橿原市就学前の保育・教育統一カリキュラム**」、**「橿原市就学前人権保育・教育指針**」に基づき、橿原市の公立幼稚園・公立こども園で実施してきた教育・保育内容を承継します。

さらに、幼稚園的な利用（1号認定）は3年保育を受けることができるとともに、預かり保育や給食の提供も可能となり、サービス内容が充実します。

移行後の市の対応→一定の関与を保ち続けます。

移行後についても引き続き、市職員が定期的に園を訪問し、公私連携法人と締結した協定内容が守られているかどうかを確認するとともに、必要に応じて助言・指導を行うなど市が一定の関与を保ち続けます。



■ 公私連携で変わる事、変わらない事

運営主体→変わります。

運営主体は、市から民間事業者（学校法人または社会福祉法人）に移管します。ただし、締結する協定に基づき、十分な引継期間を設定し、移管後も定期的に 指導・監査を行います。

運営形態→変わります。

市立幼稚園から認定こども園（幼保連携型）へ移行します。

保育士・教諭等→変わります。

市職員である保育士・幼稚園教諭等から、法人職員である保育教諭に変わります。ただし、子どもへの影響をなくすため、十分な引継期間を設定します。

保育料→変わりません。

保育料は、条例等に基づき、市が決定しており、市立と私立での違いはないことから、運営が変わることと、保育料が高くなることはありません。

また、教材費などの新たな保護者負担の導入については、三者協議会で協議を行い、同意を得た上で決定します。

教育・保育内容→より充実します。

「檀原市就学前の保育・教育指針」「檀原市就学前の保育・教育統一カリキュラム」、「檀原市就学前人権保育・教育指針」に基づき、檀原市の公立幼稚園・公立こども園で実施してきた教育・保育内容を承継します。

さらに、幼稚園的な利用（1号認定）は3年保育を受けることができるとともに、預かり保育や給食の提供も可能となり、サービス内容が充実します。

移行後の市の対応→一定の関与を保ち続けます。

移行後についても引き続き、市職員が定期的に園を訪問し、公私連携法人と締結した協定内容が守られているかどうかを確認するとともに、必要に応じて助言・指導を行うなど市が一定の関与を保ち続けます。